

伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション指定訪問看護事業運営規程
(介護保険・訪問看護)

(事業の目的)

第1条 伊賀市（以下「本事業者」という）が設置する伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション（以下「本事業所」という）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
- 8 前7項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 三重県伊賀市四十九町831番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：看護師4名（うち1名は管理者兼務、1名は非常勤）
看護職員は主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という）

に沿って訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

- (3) 事務職員：1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書を交付する。
計画書には利用者の希望、主治医の指示書及びケアプランに沿って、心身の状況を踏まえ、療養上の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を提供する。
- (3) 訪問看護報告書を作成する。
- (4) 主治医等関係者への情報提供、必要な連携を行う。

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

3 通常の指定訪問看護の実施地域を越える地域への訪問時は交通費として次の支払いを受ける。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき30円
- (2) 公共交通機関利用は、実費負担

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は伊賀市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求め

る等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 本事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して出来るものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を年1回以上、また会議を月1回以上設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との

協議に基づいて定めるものとする。

(非常災害時の対応)

第13条 本事業所は非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。

- 2 本事業所は災害が発生した場合、従業員の安全及び利用者の安否情報を確保するために発生状況により災害対応マニュアル、事業継続計画に基づき適切な措置を講じる。
- 3 本事業所の使用状況、従業員の生命の安全確保ができ活動体制が整い次第、利用者の安全確認を行い状況に応じ対応する。
- 4 本事業所は非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携などを随時確認する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 本事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待を防止するための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
 - (4) その他虐待を防止に関する必要な措置
- 2 本事業所は指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は擁護者（利用者の家族等現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第15条 本事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い措置を講じなければならない。

- 2 本事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントへの対応)

第16条 本事業所は、適切な訪問看護を提供するため、看護職員等に対するハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたもの及びその家族等からの要求等について、その内容が著しく妥当性を欠き、又その要求が通念不相当なものであって、当該対応手段等において、看護職員等の就業環境が害されるものをいう）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附則

この規程は平成25年11月1日から施行する。

平成28年1月25日 改正

平成28年6月1日 改正

令和1年6月1日 改正

令和6年4月1日 改正